

告 示

埼玉県告示第五百一十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年四月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド加須店

埼玉県加須市多門寺字本田八十一番二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要

- 一 生活道路への車両流入防止及び交通安全対策について
 - ・ テックランド加須店計画建物北側の入口ナンバー二は進入車両のみとして、店舗敷地駐車場内に出口誘導案内看板を設置して、退店車両が出入口ナンバー一から安全に国道へ出られるよう誘導をお願いしたい。
 - ・ 退店車両が市道六二八五号線を抜け道として利用しないよう、利用客に対し周知徹底を図っていただきたい。
 - ・ テックランド加須店出店により周辺地域の交通渋滞が懸念されるため、来店及び出店車両を円滑に誘導する案内看板の設置や特に混雑が予想されるオープン時、土曜・日曜・祝日における周辺地域への交通誘導員の配置など、交通安全対策を十分に講じていただきたい。また、近隣の昭和中学校生徒の登下校時の安全対策も十分に講じていただきたい。
- ### 二 その他全般的事項
- ・ 出店に伴い様々な問題が生じたとき又は周辺在住の加須市民から要望や苦情があったときには、専門の窓口において誠意をもって速やかに対応していただきたい。

二 縦覧期間

平成二十三年四月十九日から平成二十三年五月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター